

見附市教育委員会告示 13 号

見附市出産・子育て応援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 5 月 26 日

見附市教育委員会教育長 渡邊 茂夫

見附市出産・子育て応援事業実施要綱の一部を改正する要綱

見附市出産・子育て応援事業実施要綱（令和 5 年見附市教育委員会告示第 17 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

見附市妊婦のための支援給付事業実施要綱

第 1 条を次のように改める。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づき、妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業を実施することについて、必要な事項を定める。

第 2 条第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- （1） 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援） 妊婦及びその配偶者等（以下「妊婦等」という。）に対して、面談等を講じ、妊婦等の心身の状況、置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う。
- （2） 妊婦のための支援給付 妊娠の届出をした妊婦が、妊婦給付認定を申請し、希望する者に妊婦支援給付金を支給する。

第 2 条第 3 号を削る。

第 3 条の見出し中「伴走型相談支援」を「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」に改める。

第 4 条の見出し及び同条中「伴走型相談支援」を「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」に改め、同条第 1 号中「妊婦」を「妊婦等」に改め、同条第 2 号中「や子育て世帯」を「等」に改める。

第 5 条第 2 号中「対象者」を「妊婦等」に改め、同条第 3 号中「養育者」を「妊婦等」に改める。

第6条の見出し中「出産・子育て応援ギフトの支給」を「妊婦給付認定の対象者」に改め、同条中「給付金」を「妊婦支援給付金」に、「支給対象者」を「妊婦給付認定対象者」に、「支給額」を「支払金額」に改める。

第7条の見出しを「妊婦給付認定申請、認定及び支給決定」に改め、同条第1項中「出産・子育て応援ギフト」を「妊婦支援給付金」に、「見附市出産・子育て応援ギフト申請書」を「妊婦給付認定申請書」に改め、「（別記様式第1号）」の次に「、胎児の数の届出書（別記様式第2号）」を加え、同項第1号中「健康保険証、運転免許証」を「マイナンバーカード」に改め、同条第2項中「見附市出産・子育て応援ギフト支給（不支給）決定通知書（別記様式第2号）」を「妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金支払通知書（別記様式第3号）、妊婦給付認定申請却下通知書（別記様式第4号）」に改める。

第8条を次のように改める。

（妊婦給付認定の取消し）

第8条 妊婦給付認定者が、本市から転出したとき、妊婦給付認定を取り消す。

第9条中「当該ギフト」を「妊婦支援給付金」に改める。

第10条の見出し中「出産・子育て応援ギフト」を「妊婦支援給付金」に改め、同条中「当該ギフト」を「妊婦支援給付金」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

妊婦支援給付金	妊婦給付認定対象者	支給金額
1回目	次の各号に該当するもの (1) 令和7年4月1日以降に妊娠の届出をした妊婦（医師が「胎児心拍」を確認し、妊娠の事実を確認した者。）で、妊娠中に日本国内に住所を有した者 (2) 他の自治体から妊婦支援給付金（1回目）を受給していない者	妊娠1回につき50,000円
2回目	次の各号に該当するもの (1) 令和7年4月1日以降に出産（流	胎児の数に50,000円を

	産、死産、人工妊娠中絶を含む。) し、 妊娠中に日本国内に住所を有し、妊娠の 届出をした者 (2) 他の自治体から妊婦支援給付金 (2回目)を受給していない者	乗じた額
--	---	------

別表第2を次のように改める。

妊婦給付認定及び妊婦支援給付金の申請時期

1回目	1 妊娠の届出をした後とする。ただし、妊娠の届出前に流産、死産又は、人工妊娠中絶した妊婦給付認定申請予定者については、診断書等の提示で申請を行えるものとする。 2 1の申請は、産科医療機関等で妊娠が確定した日を起算日として、起算日から2年を経過した日の前日（2年を経過する日）までに妊婦給付認定申請を行うことができる。
2回目	1 出生届出をした後の面談後とする。ただし、妊婦給付認定後に流産、死産又は人工妊娠中絶をした申請予定者については、妊婦等の申出等により、申請を行うものとする。 2 1の申請は、出産予定日の8週間前の日を起算日として、起算日から2年を経過した日の前日（2年を経過する日）までに胎児の数の届出を行うことができる。

別記様式第1号その1から別記様式第2号その2までを削り、別表第2の次に次の4様式を加える。

別記様式第 1 号

別記様式第 1 号（第 7 条関係）

妊婦給付認定申請書

見附市長

裏面の妊娠届出書のとおり、妊婦給付認定の資格を有するため妊婦給付認定の申請をします。

1. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（1 回目）の支給（5 万円）を

☐ 希望します。

☐ 希望しません。



☐ 他の市町村で、1 回目の支給（5 万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 既に他市町村で 1 回目の支給（5 万円）の支給を受けています。

2. 振込先口座

金融機関名	本・支店名	金融機関コード	支店コード
銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	本・支店 本・支所 出張所		
口座種別	口座番号(右詰で記入)	口座名義(カタカナ)	
1 普通・2 当座			

3. その他

子ども・子育て支援法の規定に基づき、妊婦給付認定後に見附市外に転出した場合には見附市の妊婦支援給付認定は取り消されます。転出後に妊婦支援給付金の支給を受ける場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）等で活用するアンケート結果等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。

署名日 年 月 日 署名

別記様式第2号

別記様式第2号（第7条関係）

胎児の数の届出書

見附市長

1. 届出者の情報

		届出日	年	月	日
ふりがな		生年			
氏名		月日			
		電話番号			
住所地					

2. 胎児の数：_____人

3. 妊婦支援給付金の支給

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×5万円）を

☐ 希望します。



☐ 他の市町村で、2回目の支給（胎児の数×5万円）を受けていません。

※ 妊婦支援給付金の支給状況などについて、他の市町村に確認することがあります。

☐ 希望しません。

4. 振込先口座

金融機関名		本・支店名		金融機関コード				支店コード		
	銀行・信用金庫 信用組合・農協・労金		本・支店 本・支所 出張所							
口座種別	口座番号（右詰で記入）				口座名義（カタカナ）					
1 普通・2 当座										

裏面に貼る書類

妊産婦本人確認書類（マイナンバーカード、パスポート等）の写し
妊産婦名義の振込口座が確認できる書類（通帳またはキャッシュカード）の写し

別記様式第3号

別記様式第3号（第7条関係）

年 月 日

様

見附市長

妊婦給付認定通知書兼妊婦支援給付金（1回目・2回目）支払通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定（1回目・2回目）の申請については、認定しましたので通知します。

また、妊婦支援給付金（1回目・2回目）の支給について、次のとおり支払いますので通知します。

記

1. 支払予定日 年 月 日

2. 支払金額 円

※子ども・子育て支援法第10条の10の規定に基づき、妊婦給付認定後に見附市外に転出した場合には、転出日をもって見附市の妊婦支援給付認定は取消されます。（本認定通知日前に転出した場合は、本認定通知日をもって取消されます。）

また、取消しにより見附市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転入先市町村で再度認定を受けていただく必要があります。

別記様式第4号

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

様

見附市長

妊婦給付認定申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった妊婦給付認定の申請については、
次の理由で申請を却下しましたので通知します。

記

却下した理由

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市妊婦のための支援給付事業実施要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和7年3月31日までに出産した者については、令和8年3月30日までに限り、なお従前の例による。